

平成22年4月

逗子市教育委員会定例会

平成22年4月19日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成22年4月19日逗子市教育委員会4月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

◎ 出席者

委 員 長	村 松 邦 彦
教 育 委 員	竹 村 史 朗
教 育 委 員	山 西 優 二
教 育 委 員	桑 原 泰 恵
教育長職務代理者 教 育 部 長	柏 村 淳
教 育 部 次 長 社会教育課長事務取扱	杉 山 光 世
教 育 総 務 課 長	原 田 恒 二
教 育 総 務 課 主 幹 (施 設 整 備 担 当)	永 島 重 昭
学 校 教 育 課 長	奥 村 文 隆
学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	醍 醐 克 則
教 育 研 究 所 長	川 村 信 敏
図 書 館 長	小 川 俊 彦
図 書 館 館 長 補 佐	鈴 木 明 彦
市民協働部担当部長 (市民協働・文化振興・スポーツ担当)	森 本 博 和
市民協働部市民協働課長	福 本 修 司
市民協働部市民協働課 市民協働コーディネーター	木 下 理 仁
市民協働部文化振興課長	間 瀬 勝 一
市民協働部スポーツ課長	宮 崎 豊

事務局

教育総務課主事 土屋直之

教育総務課主事補 上野山彩香

◎ 開会時刻 午前10時00分

◎ 閉会時刻 午前11時40分

◎ 会議録署名委員決定 桑原委員、山西委員

○村松委員長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○村松委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年逗子市教育委員会 4月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は桑原委員、山西委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第5「報告第6号」は奨学金受給者の氏名等個人情報を取り扱う案件のため秘密会を予定していますので、他の日程を先に行い、最後に報告第6号の審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。本日の審議は、日程第4の次に日程第6から日程第9までを行い、最後に日程第5の順序で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎日程第1「2月定例会会議録の承認について」

○村松委員長

日程第1「2月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと思います。

会議録につきまして御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

よろしゅうございますか。御異議がないようですので、2月定例会会議録は承認いたします。

山西委員、竹村委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長職務代理者報告事項について」

○村松委員長

次に、日程第2「教育長職務代理者報告事項について」を議題といたします。

教育長職務代理者からの報告をお願いいたします。

○柏村教育長職務代理者・教育部長

それでは、私から御報告させていただく前に、本年3月31日をもちまして村上前教育長の任期が満了となりましたので、後任の教育長が選任されるまでの間、逗子市教育委員会事務分掌規則第12条の規定によりまして、4月1日をもって私が教育長の職務を代理することとなり、その旨、告示をさせていただきました。何分不慣れで不行き届きの点多々あるかと思いますが、後任の教育長が選任されるまでの間、精いっぱい務めさせていただきますので、委員長を初め委員の皆様におかれましては、よろしく御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは座らせていただきます。

それでは、学校教育関係の本年度の課題等につきまして、その概要を御報告させていただきます。本年度は学習指導要領完全実施に向けまして、来年度使用することとなる小学校教科用図書の採択が行われます。具体的には5月下旬ごろに教育委員の代表の方1名を含む8名以内からなる逗子市教科用図書採択検討委員会を立ち上げるとともに、第1回会議を開きまして、その後、調査検討を重ねていただき、8月の中旬に開いていただく教育委員会臨時会において種目別の審議を経て教科用図書を決定していただきたいと考えております。時間的に余裕がない中での採択となりますので、委員の皆様方にはよろしくようお願いいたします。

次に、新年度に入りましたので、各学校は第Ⅱ期学校教育総合プランに基づいてそれぞれの行動プランの実現を図るための3カ年の実施計画を策定することとなっております。提出時期は5月の連休明けとしておりますが、新総合プランにおける新たな取り組みとしましては、本プランに係る評価と、学校独自で行っている学校評価とを連動させまして、またねらいにつきましても、その重点化・簡素化を図っておりますので、これまで生じていました各学校の負担感を少しでも軽減させるものとなっております。そのほか教育委員会の事業としましては、確かな学力の育成に向けまして、全校への授業研究委託を実施することとしております。また教育現場においてはますます児童・生徒一人ひとりのニーズが多様化しておりますことから、引き続き支援教育の推進を進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって子供を育てる学校支援地域本部事業について、昨年度と同様に重点施策として取り上げ、

取り組んでいくこととしております。

次に、3月教育委員会定例会以降開かれました会議について御報告させていただきます。平成21年度の第4回湘南・三浦地区の教育長会議が3月30日に藤沢の合同庁舎で開かれまして、村上前教育長が出席しております。会議内容につきましては前教育長から引き継ぎがあった事項をもとに御報告させていただきます。

まず1点目としては、湘南三浦教育事務所管内における4月1日付の教職員の人事のうち、新規採用者は小学校の教員が163名、中学校の教員が58名、また養護教員が5名であり、その他事務職員、栄養教諭を含めると総勢236名ということでございました。平均年齢は26.5歳となっております。

そして2点目としては、教職員の不祥事についてです。湘南三浦地区にはございませんでしたが、県は昨年度末に懲戒処分を行ったとのことで、そのうち小・中学校は6件で、いずれも教員となって5年未満の者であったとのことです。本市としても県からの通知を受けまして、今後も教職員の綱紀の保持を徹底するとともに、特段の指導を努めるよう各学校長に通知をしております。

以上、雑駁ではございますが、会議報告を終わらせていただきます。

続きまして、この4月1日付で人事異動がございましたので、教育委員会において対象となりました職員につきまして御紹介をいたします。杉山教育部次長・社会教育課長事務取扱でございます。原田教育総務課長です。奥村学校教育課長です。川村教育研究所所長でございます。小川図書館長です。鈴木図書館館長補佐でございます。そして、本日は欠席しておりますが、学校教育課には川名主幹が配属されております。今後ともよろしく願います。

続きまして、平成22年逗子市議会第1回臨時会の概要について御報告させていただきます。市議会第1回臨時会は、会期を4月14日から17日までの4日間として開催され、付議事案は条例改正3件及び補正予算1件、都合4件の専決処分並びに動産の取得についての5議案が上程されました。14日の本会議では議長選挙が行われ、指名推選により岡本議員が議長に就任されました。また、16日の本会議では副議長の選挙及び常任委員の選任が行われ、副議長には指名推選により菊池議員が副議長に就任され、引き続き行われた各常任委員についての選任によって、教育民生常任委員会の委員には塔本議員、原口議員、加藤議員、毛呂議員、横山議員、岩室議員、田中議員、匂坂議員、菊池議員、丸山議員が選任されました。そして17日の本会議では、専決処分4件及び動産の取得1件の5件の議案が審議され、全会一致で

承認、可決いたしました。その後、監査委員の選任が行われ、高谷議員が選任されました。日程終了後、橋爪議員から教育長の選任についての緊急質問がございました。内容は事前にお配りした資料のとおりでございます。以上が第1回臨時会の審議等概要でございます。報告を終わらせていただきます。

○村松委員長

はい、どうもありがとうございました。今、教育長職務代理者から報告いただきましたが、本件について御質疑、御意見はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

直接の質問には当たらないかもしれませんが、新聞等で報道されている中に、教員の採用のときに本採用でない場合、例えば禁固刑以上のそういう前歴のある人が市町村で採用される場合に見逃されるケースがあって、実際に学校の現場で働いていたという問題が新聞等で報道されていましたが、例えば本市において逗子市が臨時で先生を採用する場合に、その辺のところはきちっと、何でも自己申告になっているそうなんです、その部分については。なかなか人権上の問題があって、触れられないところもあって難しい問題だというような書き方をされていましたが、それは大変大きな問題だと思いますので、今後きちっとした考え方を持って、そういう方が学校の現場に、ちゃんと規定の中で採用されるようにしていかなければいけないなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柏村教育長職務代理者・教育部長

承知いたしました。その辺は十分気をつけて採用事務を行っていきたいと思います。ただ、具体的にですね、どういうふうにそれを確認するのかという手だてにつきましては、私ども現在そういう方法というのは見当たらないので、各市町の状況、あるいは県からの指導を受けながら、その辺、十分注意して行うようにしていきたいと思います。

○村松委員長

ほかに何かございますでしょうか。

○山西委員

先ほど学校教育の総合計画第2期が動き出したということ、さらには学校支援地域本部の動きが本年度より具体化していくというところで、私たち教育委員も可能な限り各種、例えば研修会を含めて、またそういった地域本部においても、時にはオブザーバーとして可能な限り参加したいとは思っていますので。ほかにも社会教育の中でもいろんな今後プログラムが計画されていると思いますので、大体のスケジュールが見えた段階で、可能な限り、昨年

度もそうなのですが、情報を早めにいただけましたら、こちらのほうもできるだけスケジュールは調整して参加したいと思っておりますので、その情報だけはなるだけお願いしたい。

○柏村教育長職務代理者・教育部長

委員おっしゃるとおり、今年度、社会教育課を中心としてコーディネーター、あるいはサポートしていただくボランティアに対する研修というのを予定しておりますので、その辺の予定がつき次第、皆様に御報告、御連絡したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○桑原委員

新採用についてお伺いしますが。当市においての新採用の状況と、前回、前々回でしたか、いわゆる新採用の教職員の割合がふえていくというところでは、対応も考えていかなければならないということがあったので、本年度の状況と、対応策があればちょっと伺いたいと思います。

○奥村学校教育課長

本年度、本市の新採用の採用につきましては、養護教諭2名を含めまして12名ということでございます。もちろん県の新採用、初任者研修対象でございますので、そちらの研修、それからまた市独自の初任者の研修というものを組織しておりますので、研修につきましては県それから市それぞれの研修会、また2市1町、逗子市とそれから三浦市、葉山町、2市1町でも合同の初任者研修、一泊の宿泊を兼ねた研修ということを行っております。同時に、他県から来られている新採用の先生方もいらっしゃいますので、各校長先生方には、特に新採用の先生方につきまして、生活のまず基盤の確立、それからメンタル面のサポートといったようなことをお願いしております。また、本市は教育指導員3名の教育指導員がいらっしゃいますので、各学校に、基本的には臨任と非常勤の先生方の研修ということで入っているんですが、同時に新採用の先生方につきましてもフォローしていただいているというような形で、学校もそうでございますが、市の行政全体としても新任の先生方のフォローをしていきたいというふうに考えております。

○村松委員長

よろしゅうございますか。その他何かございますでしょうか。

今、教育長の職務代理ということで御報告いただきましたけれども、教育委員会としては教育委員長の考え方としては、やはり一刻も早くですね、教育長をきちっと据えていただきたい。任命していただきたい。先般市長にも要請はしましたけれども、やはり何か月間でも

教育長が不在ということは、これはやっぱり学校教育そのもの、あるいは教育行政そのものに問題があるということを考えざるを得ないというふうを考えて、要請をいたしました。ただ、そうかといって、市長の専権事項、並びに議会の承認が必要ということで、何とかできるだけ早くですね、教育長を決定いただきたいというふうにお願いしましたがけれども、そのほか教育部長という要職であり、さらに教育長の職務代理をするということは大変な仕事量が増加するというので、大変だと思いますが、教育委員会としてもなるべくフォローしていきたいというふうに思いますから、ぜひ、短い期間ではあると思うんですが、そごのないようにですね、ぜひ職務代理者として遂行していただきたいと、仕事をやっていただきたいというふうに思います。何かありましたら、教育委員会としてもフォローいたしますから、ぜひよろしくお願ひいたします。

そのほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、御質疑、御意見がないようですので、教育長職務代理者の報告事項についてを終わりといたします。

◎日程第3「報告第4号教育委員会職員の人事について」

○村松委員長

日程第3「報告第4号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

○原田教育総務課長

報告第4号教育委員会職員の人事について報告申し上げます。教育委員会職員の人事については、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成22年4月1日付で教育長の職務代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものです。以上でございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。今、事務局より御報告いたしましたけれど、人事については皆さんの方に表として行っております。何か本件について御質疑、御意見はありますでしょうか。

よろしゅうございますか。特に御質疑、御意見がございませんでしたら、承認ということでお諮りしたいと思います。よろしゅうございますか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、承認することに決定いたしま

した。いろいろと人事異動でいろいろな新しい職につかれる方、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎日程第4「報告第5号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」

○村松委員長

それでは、日程第4「報告第5号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

○原田教育総務課長

報告第5号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について御報告申し上げます。改正の内容は、子ども手当制度の創設に伴い、必要となる規定上の字句の整備を行ったものです。本件につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成22年4月1日付で教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。以上でございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。児童手当を子ども手当に改めるということで、これは政権交代していろいろと、さらに新聞報道あったとおりでございます、その一部を変更したということだと思いますけれども、何か御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「結構です」の声あり)

それでは、御質疑、御意見がないようですので、本件について承認するという事で決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

◎日程第6「議案第6号平成22年度工事計画の策定について」

○村松委員長

日程第6「議案第6号平成22年度工事計画の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育総務課長

議案第6号平成22年度工事計画の策定について御説明いたします。平成22年度における1,000万円以上の工事計画は2件ございます。学校建物の延命化を図ることを目的とした本年度の外壁防水工事等で、1,000万円以上のものは、沼間小学校14棟、久木中学校13棟北側及び15棟について施工するものが該当となります。以上で平成22年度工事計画の策定についての説明を終わります。

○村松委員長

はい、ありがとうございました。沼間小学校で2,100万、久木中学校で今説明がございましたが、13棟の北側及び15棟の外壁の防水改修工事ということで2,351万2,000円ということでご予算額が決定しております。何かこの問題につきまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第6号について可決するというのでよろしゅうございますでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第7「議案第7号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命について」

○村松委員長

日程第7「議案第7号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

○小川図書館長

議案第7号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命につきまして御説明いたします。図書館法第14条の規定に基づき設置されました逗子市立図書館協議会につきまして、平成22年4月7日付で神田寛委員より辞任届が提出されました。このため、逗子市立図書館協議会条例第2条の規定に基づき、後任の委員を提案させていただくものでございます。

後任の委員には、前任委員が学校教育関係者で、学校図書館担当であることを考慮し、久木小学校校長、両角篤氏をお願いしたいと考えておりますので、別紙名簿のとおり承認を求めらるものでございます。

なお、逗子市図書館協議会条例第3条の規定に基づき、任期は前任者の残任期間である平成23年2月28日までとなります。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○村松委員長

はい、ありがとうございました。ただいま学校教育関係者ということで、神田前校長から両角校長にかかわるといふことの御報告でありました。何が本件につきまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、御質疑、御意見がないようですので、議案第7号については可決するといふことでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第8「請願第1号教科書採択についての請願」

○村松委員長

日程第8「請願第1号教科書採択についての請願」を議題といたします。

この請願を審査するに当たり、事務局で参考意見があればお願いいたします。

○奥村学校教育課長

このたびの請願の要旨は、2点ございます。1点目は、教科書の採択は教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育委員会の権限と責任のもとに適切に行うよう努めるものといふものでございます。これに対する事務局の考え方ですが、今年度の教科用図書の採択につきましても、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会等の通知や指導に基づき、本市の教育委員会の権限と責任のもとに、静謐な環境のもと公正・適正な採択を行うよう努めてまいります。また、文部科学省の検定を経た教科用図書につきましては、逗子、葉山、三浦の2市1町で調査研究を行ってまいります。

2点目は、教科書の調査研究の観点、教科書の内容をより重視するように改めるとともに、重要な観点として教育基本法等の改正や、新しい学習指導要領の趣旨がどのように反映されているのかという観点を設けるよう求めるものです。これにつきましては、採択の基本方針及び採択の観点等につきまして、文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、逗子市学校教育総合プランの趣旨を踏まえ、教育委員会で十分に検討を重ねた上で決定していただきます。なお、現時点では採択の基本方針及び採択の観点等に関する県からの通知は、まだ来ておりません。よって、このことにつきましては今後、教科用図書採択までの過程で議論が必要になるかと考えております。以上でございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。前回までですね、教科書の採択について、請願をいただいた場合に採択・不採択を決定をしまっていました。今回、新しい学習指導要領の検討ということになりまして、新たにどういう採択の決定をしていくかというような中で出された問題であります。本件について何か御質疑、御意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

今お示しいただいた要旨の中で、1点目については教科書の採択は教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育委員会の権限と責任のもとに適切に行うように努めるものということについてはですね、当然のことではないかなというふうに思います。ただ、もう少し踏み込みまして、教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨といった場合に、特に何を重視するかについては、かなり議論が必要になってくるんじゃないかなと思います。個人的にはそういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○村松委員長

質問ですか。

○竹村委員

いいえ、私の考え方ですね、議論がかなり難しいので。

○村松委員長

これにつきまして、他の教育委員の皆さんのほうから何かございますでしょうか。どうぞ。

○山西委員

先ほどの柏村さんからのお話にもありましたように、今後のスケジュールの中で、5月に検討委員会が設置されまして、8月の頭までにはという、そのプロセスの中で、まさしくその観点等々については、逗子のいろんな方に教育していただきながら検討していく、議論していくプロセスがもう想定されておりますし、その中で最終的には教育委員会として決定するというプロセスを持っていますので、この時点では確かにこの意見は意見としてお伺いしながらも、今後の議論のプロセスの中で丁寧にそれを生かしていく、またそれに対しても議論していくという基本方針で私は問題はないかなという気がしておりますが。

○桑原委員

大きな形での教科書の採択の予定ということになると思うんですが、一番大切なのは、よりよい方法で、一番逗子市の方針に合って、また子供たちにとって一番いい教育環境を整えるということが最大の命題だと思うので、それを見たときに、このような請願をいただいた

ものをどう生かしていくべきか、どんなような構想が必要かというところを、ある意味で過去にとらわれず、最善の策をとることなのかなというふうに考えています。それで、議論が必要なところは議論をし、参考意見としてそれを踏まえて、踏み込んでいけるところは踏み込んでいくというふうに討議していくことが必要なのかなというふうに意見を述べます。

○村松委員長

そのほかございますでしょうか。確かに請願については、前回までもそうでしたけれども、適切な教科書の採択をしてくれという請願については、当然教育委員会としてはそれを受けて適切に教科書を公平に、かつ学習指導要領に合った、そして逗子の子供たちにとって最善の教科書を採択していくということについて、やってきたのは事実です。ただ、中身について、こういった教科書を採択しろとか、ああいった教科書を採択しろということについての請願は受けないということでやってまいりました。こういった意味ではですね、確かに教材がまだ出てない、あるいはどういう教科書を検討をこれからする中の、前にですね、その請願を受ける受けないということは難しいという面は、これはあるというふうに思います。したがって、今回からこの学習指導要領もかなりですね、教科書そのものもボリュームアップしてまいりました。したがって、採択の仕方をかなり変えていかないと、教育委員会の中で全教科をすべて見ていくということは、かなり難しいということではあるのではないかとこのように思います。ということは、小学校でいきますと8教科、平均で8冊近いものが出てくると、64冊、そしてページ数でいきますとほぼ1万ページ近い中身を検討しないと、最終的な採択が教育委員会の中でやるということは難しいということではあるだろうというふうに思います。したがってですね、かなりこの採択の仕方を段階的にきめ細かく逗子の教育にとっては何が一番大事なのか、広く保護者、そして教職員の先生方、そして一般の学識者、その他含めてかなり意見を聞きながら、最終的に教育委員会としてまとめていくという方向が一番いいだろうというふうには現段階では考えております。したがって、その以前にですね、請願をいただいて、それを採択、不採択しろということについては、確かに難しい面もございますから、この問題についてはもう少し議論したいと思っておりますけれど、今提案された方法でよろしいのではないかとこのように思いますけれど。何かそれをした場合に支障があるかどうかということが一番大きな問題だと思っておりますけれど、それにつきましては教育委員の皆さん、どうでしょうか。特に。

○桑原委員

そうすると、今いただいた請願に対しても、この場で採択・不採択という回答はしない。それを受けた形で今後検討をしたり、それを踏まえて採択、提言したりというところをやっていくと。それは状況を見ながら随時行っていく、そんなようにとらえていいのでしょうか。

○村松委員長

はい。したがって、請願書については、いただいたものについては教育委員会としても当然そのいただいた請願の中身というものをしっかり頭の中に入れながら、採択・不採択の決定をしていかないといけないというふうに思っております。議論するかしないかという、別ですけれども、一人ひとりがしっかりと請願書を理解しておくことは必要だというふうには思います。ただ、最終的にそれが採択、不採択を事前にするかどうかということになってまいりますと、かなり難しい問題も先ほど申し上げましたように出てまいりますから、教科書の決定をもって判断をするということが、したほうが妥当であろうというふうに考えておりますから、十分に参考させていただきながら、最終的には教科書決定の権限は教育委員会でいただいて、そこで採択・不採択をせずに経過を見ていただくというふうにしたいと思っております。なかなか、ちょっとわかりにくい面もあるだろうというふうに思いますが、通常ですと請願・陳情については、それを採択するか、あるいは不採択するかを判断するものですが、この教科書の決定については、採択・不採択の選択をすること自体が今後の教科書採択における一種の基準を予め決めてしまうということになりかねません。したがって、教科用図書採択に係る請願・陳情に関しましては、採択・不採択の判断をしないということが妥当であろうというふうに思います。そういった趣旨に従って、最後はその手順に従って教育委員会の権限と責任のもとに適切に教科書を採択をするということがいろいろいただいた請願に対する答えになるだろうというふうに考えておまして、そういった意味で事前にいただいた請願を採択・不採択するということはないでいこうというふうにしたいというふうに思っております。趣旨わかりますか。

○山西委員

1点、確認だけ。これは柏村さんに確認しておいたほうがいいと思いますので。その請願に対しての採択・不採択はしない。ただ、今後のプロセスの中で、その請願の趣旨に関しては議論するというので、規則上問題はないということだけは確認しておいたほうがいいと思います。

○柏村教育長職務代理人・教育部長

教育委員会の会議規則を見ますと、請願は受理するという形になっておりますが、その結

果としてですね、採択・不採択を決定しなければならないというような規定になっておりません。これまで採択・不採択というものは、市議会の会議規則の例に基づいて行ってきたというふうに思っております。したがって、会議規則上の規定については、特に問題は生じないというところでございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。請願というのは、普通、議会では採択・不採択をしていくということが、これは当然必要になっておりますけれども、教科書決定あるいは教育委員会の規則の中で採択・不採択をするということについて、必ずしろというふうにはなっていないということですね。よろしいですか、わかりますか。

○桑原委員

請願に対しての一種の返答のようなものというのは、なかなか簡単には御説明できないものも多いかなというふうにはちょっと考える。今、せいぜい出しているものに関しても、趣旨を御理解したとしても、その具体的内容について、なぜその判断をしたかといをところを細部にわたって御説明していくことは、なかなか難しいのかなという感想を持っております。また請願される方にとっては、そのことが重要だと思うんですが、先ほど委員長から御提案があった、それを踏まえて検討し、教科書の採択をもってお返事とするというところが一番の説明というか回答になるのかなと。またそこを判断していく上では、広い視野と偏らない視点を持って、プロセスを経て、それを公開しながらという形になると思うんですが、そういう形が一番適切なのかなというふうな意見を持っております。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。いろいろ意見出ましたけれども、いずれにしても請願もですね、適切な教科書を採択しろという趣旨については、これはもう全く当然なことで、そういった意味では、いただいた請願書を大きく逸脱しているとか、教育委員会に大きな影響を与えるような請願書ではないということは事実です。いずれにしても、きちっと検討して、逗子市に合った教科書を採択してくれという要請でございますから、これは当たり前のことで、当たり前のことをしっかりと頭の中に入れながら、教科書の採択を決定していくということになるわけで、そういった意味では、いただいたことは当然のことというのは結構多いんですが、ただ、細かい、ここでかなりいろいろと中身について細かく出てきたときに、なかなか採択・不採択を事前に決定するというのは難しいということを経験したときに、事前には採択・不採択を決定することは避けよう。新たに逗子の教科書を決定する中で避けよう

ということで、今回こういった提案をさせていただくということになったわけです。

○竹村委員

観点のことも出ていましたので、教科書採択の流れの中で、研究会と採択の検討委員会または我々教育委員の最後に決定する教育委員とがそれぞれきちんとした役割を明確にして、それぞれの持ち分の中で仕事を割り振っていくという、それぞれの会議の性格を明確にして採択まで持っていくべきだろうというふうに考えます。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。いわゆる教科書の採択の流れというのは、例年同じようですけれど、いわゆる検討委員会というのをつくりまして、広く先ほど申しました保護者の方、先生方、その他含めていろいろと検討していくと。この辺の教科書採択の流れというか、もう一度確認したいと思いますが、奥村さん、ちょっとお願いいたします。採択の流れについてです。

○奥村学校教育課長

正式には、先ほどもお話ししましたように、文部科学省あるいは県からですね、今年度の採択の方針その他につきまして、まだ通知が来ておりませんので、次回5月の定例の教育委員会の中でははっきりとお示しできると思います。

例年の流れでお話をいたしますと、まず本市の教科用図書採択の方針を定例の教育委員会の中で決定をしていただく。その後、5月の終わりぐらいに第1回の教科用図書採択検討委員会というものを持ちます。こちらは8名で構成されておりますけれども、教育委員の中から委員長を除外して教育長ともう1名の方、小学校・中学校の校長会の推薦をいただいた方2名、逗子教育研究会の推薦で2名、それから保護者、PTAの推薦の方2名、計8名で構成されております。その後6月に各学校での調査研究、それから先ほどお話ししましたように逗子・葉山・三浦の2市1町の合同調査研究委員会が6月に行われます。6月の中旬、今年は18日から7月1日ということですが、逗子市教育研究所で2週間、法定の展示が行われます。その後7月に第2回の教科用図書採択検討委員会を予定しておりまして、その中である程度議論をしたものを、その後の教育委員会の中で御提示をして最終的に採択を決定していただくという方向性で今、考えております。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。かなり逗子は慎重にですね、教科書を採択してきたつもりですし、そういうことで、かなり各教育委員も読み込んでやってまいりました。子供たちに

とって教材・教科書というのは非常に大事ですから、やはり慎重にきちっと議論しながら、
どういう教科書が一番子供たちにとっていいのかということを考えてやってまいりました。
そういった意味では、今、奥村さんのほうからお話ありましたように、かなり段階を踏んで
ですね、教科書採択を広く意見を聞きながらやっていくということで、また例年どおりやっ
ていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、これで現時点で採択、不採択の判断をせず、請願者には教科用図書の採択結果
をもってお答えするというで決定したいというふうに思いますが、それでよろしゅうご
ざいますか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定いたしました。
請願者に対してはそのようで、いただいた請願書は文書できちっとその旨回答するというこ
とになるわけですか。そういう中身で説明をするということになるわけですか。ここで決定
すれば、それですべて請願書、いただいた請願書に対して返事しなくてもいいということに
なるんですか。その辺ちょっと、よくわかりませんが。

○柏村教育長職務代理者・教育部長

今後についてはですね、通常なら請願者について採択・不採択の通知をしているところ
でございます。処理につきましては事務局と委員長のほうで調整させていただきたいと思っ
ておりますので、よろしく願いします。

○村松委員長

わかりました。じゃあ、そういうことにしたいというふうに思います。

○奥村学校教育課長

すいません。それから先ほど1点言い忘れましたが、9月1日以降にこの教科用図書採
択の過程等につきまして、今回の請願にもございます調査研究の観点等も含めまして、情報公
開をしていくということで予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

○村松委員長

はい、わかりました。

◎日程第9「その他」

○村松委員長

それでは、日程第9「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○宮崎スポーツ課長

それでは、スポーツ課より、第55回逗子市健康まつり市民運動会について御案内申し上げます。

日時につきましては、平成22年5月16日の日曜日、午前9時30分から。場所は第一運動公園自由運動広場でございます。主催は逗子市教育委員会、主管は逗子市体育指導員協議会です。この健康まつり市民運動会は、家族そろってスポーツを楽しみ、健康で明るく、楽しい家庭をつくり、生き生きと活力ある地域づくりの輪を広げるとすることを目的としております。当日の参加者は2,000名を予定しております。平成21年度は雨のため中止となりましたが、その前の平成20年度の延べ参加人数は4,310名でした。

当日は午前9時30分より運営委員会の開会宣言を行い、教育委員長の主催者あいさつ、来賓各位のあいさつの後、9時50分ごろからみんなで体操を開始いたします。雨天等による中止の場合は、当日午前7時30分ごろまでに電話連絡をする予定です。委員の皆様にはぜひ参加をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。健康まつり市民運動会、5月いつでしたか。

○宮崎スポーツ課長

16日です。

○村松委員長

5月16日だそうです。日曜日ですね。よろしゅうございますか。

○竹村委員

昨年は大変残念な天気で、非常に難しい判断をされたんじゃないかなと思うんですね。野外で、屋外でこういうイベントやるときには、必ず直前まで、行うのか行わないのかというのは判断は難しいところだと思うんですけども。かなりの御高齢の方もいらっしゃったし、子供たちたくさんいて、みんな全身ずぶ濡れになって、かなり寒い思いをしたようですので、何かうまい、判断をするのに適当な判断の仕方みたいなものがもう少し、判断する時間のこととかも考えながら、工夫できるものであれば工夫していただきたいなと思います。いつも前年並の判断の仕方、判断の仕方ではなくて、やっぱり工夫できるべきところは工夫してもらいたいなと思っています。以上です。

○村松委員長

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。どうぞ。

○小川図書館長

図書館です。2つございまして、1つは国民読書年の記念講演会についてです。今年は国会決議に基づく国民読書年で、国を挙げて本を読む国・日本づくりを目指して、さまざまな取り組みが行われております。図書館での貸し出しは全国的にも、また当館でも増加傾向が続いておりますが、その実態は新聞・テレビなどのマスコミからの影響が大きく、みずから新しい世界を切り開いて考え、学ぶという読書が大変少なくなっているように思われます。読書の意味、必要性を考えてもらうとともに、将来を担う子供たちのために、学校での読書や調べ学習のあり方、あるいは学校図書館の機能、役割についても考えてもらえればと願ひ、国民読書年の事業を進めている文字・活字文化推進機構の会長で、資生堂名誉会長でもございますが、逗子市在住の福原義春氏を講師としてお招きし、講演会を開催するものです。開催予定日時は、5月24日（月曜日）午後2時から3時30分までの間、場所は逗子文化プラザさざなみホールで、定員は100名としております。

もう1点は、休館日等のことございまして、1つは館内整理日の変更についての御報告です。例年8月に逗子文化プラザ全体で夏休み子どもフェスティバルを開催しておりますが、今年度は8月7日の土曜日から10日の火曜日までとすることになりました。この8月10日の火曜日は、第2火曜日で図書館の休館日に当たるものですから、この休館日は24日にずらしまして、8月10日は図書館を開館させたい。子どもフェスティバルに参加していくということにいたしました。

次に、蔵書点検のための特別整理期間の休館日についての御報告で、特別整理期間の休館日につきましては、逗子市立図書館条例施行規則第3条第1項第4号で4月中とされておりますが、同条第2項で必要があれば休館日を臨時に変更することができるかと規定されております。平成22年つまり今年の2月に図書館オンライン機器の入れかえ作業を行いまして、同時に蔵書点検事業を実施しておりますので、2カ月後にもう一度蔵書点検というのは、あまりにも早いということから、10月に特別整理期間の事業を変更することにいたしました。具体的な日程は10月12日の火曜日から20日までの9日間です。以上でございますが、利用者への休館日等の周知につきましては、広報、図書館ホームページ等でお知らせする予定としております。以上でございます。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。今、館長より国民読書年記念講演会並びに館内の整理日

等の休館について御説明いただきました。何かこの問題につきまして御質問。はい、どうぞ。

○桑原委員

新体制で臨まれるということですが、そういった意味で国民読書年記念講演の先ほどについての学校の読書についての課題ということをおっしゃっていましたが、新体制といったところで、いわゆる本年度か、通過年、御方針というか、そこら辺、逗子市立図書館としての御方針と、この記念講演との位置づけですとか、そんなところがあれば、年度当初ということもあり、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○小川図書館長

図書館の課題として、大きく4つほどございます。1つは、図書館サービスそのものの見直し。カウンター業務も含めてサービスの見直し。それからもう一つは、実は図書館の容量が既にいっぱいになっております。蔵書の容量としては17万5,000冊ですが、実際には20万冊を超える容量になっておりますので、この蔵書のあり方をもう一つは見直すということが2点目です。それから3点目に、図書館で相談事業、レファレンスサービスと呼んでおりますが、このレファレンスサービスを充実させていく。特に郷土関係のサービスを充実させていくということで、この4月から2階にレファレンス専用のカウンターを置いて、そこに常時、人が配置できるように、昼間の間だけですけれども、ということを考えて、このサービスの充実を図っていく。それから4点目に、実は今御質問の将来のビジョンにつきましては、図書館協議会と相談しながら、2年ほどかけてビジョンをつくっていきたいと考えております。まだ個人的な検討段階ですが、学校図書館との連携をどう進めていくかということが1つ。それからもう一つは、子供の読書推進活動計画につきまして、県内でつくってないのは逗子と葉山だけになったというふうに聞いておりますので、これも何とかできるだけ早いうちに形あるものをつくり上げておきたいというふうに考えております。以上です。

○村松委員長

よろしゅうございますか。ぜひ学校の図書館との連動、できればオンライン化とかですね、含めて逗子全体の学校図書館並びに市の中の図書館、どういう蔵書があるのかということで、しっかりオンライン化できれば、すべての学校で同じものをそろえなくても済んでいこうというようなこともございますから、ぜひその辺も検討をいただきたいというふうに思います。これは個人的なお願いです。はい、どうぞ。

○山西委員

今の読書年に関係して、これからやはり学校教育及び社会教育でも読書年に関係した何か

動きというものが今、想定されているのかいないのかということをし、それぞれ学校教育及び社会教育の立場で何かそういった動きがあるかないかということをしお伺いできたらと思いますが。

○奥村学校教育課長

学校教育につきましては、従来から読書教育の推進あるいは朝の読書といった取り組み等さまざま行ってきております。市全体として本年度の読書年というところにつきましてはの統一的な取り組みということは、今の段階では特にはございません。各学校の中でそれにかかわった取り組みを考えているといった段階でございます。以上です。

○杉山教育部次長

社会教育課といたしましては、各種講座を通じまして、現代的課題について対応していきたいと思っております。現在のところ、国民読書年を直接対象といたしました講座を予定しているものではありませんけれども、広範な行政的課題という観点から、広く検討していきたいと考えております。

○山西委員

こういう国際含めて、国内含めて、いろんな何々年というものがある中で、その都度新しい事業をつくるというのは、これはなかなか大変なことですし、ただ、読書というのはもう従来のいろんな学校教育、社会教育活動の割と根底にあるものですので、従来の事業を少し絡めて、若干意識化した何かプログラムとして、さらに発展・進化させることができれば、全体としての一つの流れをつくりやすくなるのかなと思っておりますので、そういった意味でのお互いの意識化というところは、せっかくですから出していったらいいなと思っております。あくまで個人的な意見です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。いずれにしても全体的に言語力、日本語力、文字の力というのは落ちてきておまして、そういった意味ではやはり本を読むということが非常にそういった力をつけていくには有効だということを言われております。そういった意味で、この文字・活字文化推進機構というのができて、その下に国民読書推進機構というのができて、そこで2010年を国民読書年にするということが決定をされたわけです。これはずっと過程の中で、上野に子供の図書館ができたり、子供たちのための読書推進といったものができて、その後、文字・活字の振興法というのが法律で制定されて、文字・活字をきちっと振興していこうということで、これが法的に、それにたって年間、5年間で200億とか250億の図書館

費用というのが地方交付税として下におりてきたというような過程がございます。いずれにしても広く本を読ませていくと。子供たちに読んでもらうということが非常に大事なことで、すから、図書館もいろいろとビジョンを出していただきながら、しっかりと言語力あるいは日本語力といったものを高めるに、どういう図書館の役割があるのか、学校図書館の役割があるのかということをごひです、将来ビジョンとして検討していただければというふうに思います。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○桑原委員

参考意見として、既に山西委員がおっしゃったように、新しい読書記念の年についてプロジェクトを起こすというのはご負担も多いと思うんですが。既に当市にある、例えば手づくり絵本コンクールですとか、読み聞かせの活動や、学校、主婦の、父兄にもそういった活動がありますので、既にあるものをうまく活用していくというような視点を持たれると、今の逗子の市民協働での効果が期待できるかなと思いますので、参考意見としてその視点も持っていたいただければと思います。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○山西委員

あくまで本当に個人的な意見なんですが、今のお話をお伺いしていく中で、今ちょうど国際的に見ると、今、国際識字の10年が動いています。ユネスコを中心として。世界各地でやはり識字・非識字の問題が教育の非常に基本的な問題としてどう解決していくのかというところで、10年計画で動いていく中で、やはり文字にどう触れていくかというのは、日本だけ見ても、若干非識字の問題は時々検討されますが、途上国、アジア・アフリカ地域では非常に大きな問題。こういう国際的な動きをこういった読書というところとどう絡めていくか。もしくは今、日本の各地の中でも非常に外国の人たちがふえてくる中で、他言語・他文化が進んでくる。ヨーロッパはもう完全複言語政策に入っていますから、1言語だけでは言語政策は成り立たないという動きの中で、同じようにこういう、何に文字に触れていくかというのは非常に大きなテーマになってきているというところですので、逗子の中でもこういった読書のときの言語の問題ですね、どういう言語を今後そういった形で触れる形として用意していくかということが、それぞれの地域でも改めて考えていく大きなテーマになっていくのかなという気がしていますので、何かそういう視点も、ぜひとも組み入れながらビジョンをつくっていただけたらよろしいなと思っています。以上です。

○村松委員長

ありがとうございました。いろいろと意見が出ましたけれども、検討いただければと思います。

それでは、その他、何か議事としてございますでしょうか。はい、どうぞ。

○福本市民協働課長

市民協働による新規事業ということで、その概要説明をさせていただきたいと思います。

ただいまお配りしました資料の1枚目に、市民協働推進員及び市民協働推進会議の設置等、3枚目のほうに市民協働コーディネーターの職務等ということで、今回2つの制度を開始するものです。

まず1枚目の資料のほうから。1条の趣旨に書かれているんですが、市民協働推進員及び市民協働推進会議は、本市と市民、市民団体、事業者等さまざまな主体との協働によるまちづくりを推進するため、設置するものでございます。

3条につきまして、推進員の職務等ですが、推進員は自らが所属する指定課の所掌する事業について、積極的に市民協働を推進するものとする。

2、推進員は市民協働に関する研修、市民協働の活動等に積極的に参加し、その見識を高めるよう努めなければならない。

推進会議ですが、第4条。市民協働に関する理解を深め、市長が指定する特定の事業または課題について評価、意見、提案等をするため、推進会議を設置する。

2、推進会議の構成員は、市民協働部担当部長、市民協働部担当次長、市民協働課職員及び推進員とする。

こういった目的でもって推進員及び推進会議を設置するものです。

2枚目にいっていただきまして、では具体的に22年度どんなことを行うのかといった計画を記載したものです。こちらのほうは、説明は省略させていただきます。

3枚目に移りまして、市民協働コーディネーターの職務等に関する規程。第1条にその趣旨が書かれておりますが、先ほどの推進員及び推進会議と趣旨的には同じでございます。若干書きぶりは違いますが。

第2条、任命及び職務ということで、コーディネーターは市長が任命し、市民協働課長の下で次に掲げる職務を行う。1、市民協働によるまちづくりの企画立案に関すること。2、市民協働による事業実施のための相談に関すること。以上が主な職務です。

4枚目にいきまして、市民協働コーディネーターについてといったことで、こちらはです

ね、先日、学校教育課長へのヒアリング、意見交換の中で、私どもこんなことができるのかなといったことでまとめたものでございます。そうした意味ではまだ確定したものではありませんが、市民協働コーディネーターのあり方を御理解するために、ご一読いただければと思います。今後、学校長会議等を通じまして、各学校に説明し、また各学校に伺って、どんなことを求めるのかといったことをヒアリングしていきたいと考えています。

以上2つの制度なんですが、推進員、推進会議は、各所管が協働という視点のもとで事業を進めていくための職務として、片やコーディネーターというのは全庁的に協働によるまちづくりを推進していくためのコーディネートを行うといったことです。そういった意味では、コーディネーターは各所管、推進員あるいは場合によっては市民、市民団体等とかかかわっていくものであります。

以上制度の説明でございますが、最後にコーディネーター、きょうここに臨席しておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

○木下市民協働コーディネーター

初めまして。この4月に市民協働コーディネーターに着任いたしました木下と申します。市で1名だけのコーディネーターということで、守備範囲がまちづくり全般ということなんですけれども、当面は教育中心に少しずつできるところから始めていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。何か御質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○竹村委員

これ、一度コーディネーターの方を中心とした図にさせていただきたいなと思うんですね。担当するものとそれを行う人、逗子市としての役割や、市民の方に期待するものを含めて、全体の行き来ですね、仕事の行き来がわかるようなものを、できましたら順に示していただきたいなというふうに思います。組織図のようなものなのかな。ちょっと文章では範囲が広くて、もうひとつイメージしにくいんですね。文章とあわせて、できたらお願いしたいんですけれども。

○村松委員長

わかりますか。大丈夫ですか。何か部長のほうで。

○森本市民協働部担当部長

その関係につきましては、現在市全体の市民協働コーディネーターということになってお

りまして、簡単なものはあるんですけども、教育委員会だけのものというものはまだつくっておりません。所掌につきましても、市民協働課長のもと市民協働に関する職務を行うという形になっております。準備は今後いたします。また次回にでもお示しさせていただきたいと思えます。

○村松委員長

ありがとうございます。いずれにしましても、大変幅広く、木下さん、よろしくお願いいたします。大変立派な方がいらしていただいて、逗子市としても今、テーマとして、特に学校支援地域本部というものの活動をどう充実させていくかというようなものも、かなり大きなテーマになっておりますし、いずれにしても全体をきちんとコーディネートしていくというのは大変な役割だと思います。いろんな意味で、ぜひ教育委員の皆様にもですね、いろいろ教えていただきたいということがたくさんございますから、ぜひ今後ともよろしくお願い申し上げます。

何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○山西委員

先ほどの竹村委員からのお話にもありましたし、過去1年にわたって市長そして教育委員会、それぞれ行政の担当の方とも連絡会の中で、このありようについてはかなり議論してきていますので、それを踏まえた形でどういう体制が本年度当面つくれていくかというところで、森本部長のほうからも、改めて次回、それについての御報告いただけるだろうと思えますし、先ほどの木下さんのお話の中で、今、当面1名という形で、これも本当に1名でやるのか、今までの議論の中では2名もしくは3名という話は昨年度の議論の中でもかなり出ていましたので、例えば私、前回の議事録にもありますように、例えばボランティアコーディネーター的な、社協がそこにポジションを置く中で、福祉関係、ボランティア関係のコーディネーションをそこでやるというところと、これがどういうふうに今後リンクさせていくのかということも含めた、少し今後の青写真を含めて、どこまで本年度のこの時点で出せるかということは、まだまだ当然議論の余地も多々あると思えますが、できるだけその方針を具体的にというか、ある程度設定しながら議論していくことが必要だろうと思えますので、それぞれの立場から具体的な議論をこれからもしていきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○村松委員長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

○桑原委員

今、両委員おっしゃったことで同感なんですけれども、目指しているものというのは、大きく理解できるし、必要とされていることだとは思いますが、やはり市全体を包括するような取り組みになるので、やはり多くの市民、あと行政の方々にも、わかりやすい提示、活動というのは非常になめになってくるんじゃないかなというふうに感じます。推進委員に出された、推進会議もそうですし、コーディネーターで活躍していただける木下さんに関しても、やはり見えやすい形で、共存というのはやはり協働しやすい体制が出るかなというので、そこら辺は説明の仕方、ビジョンの出し方、具体的な活動がどのように生かされるのかというところは、やはり少し丁寧に、そんなことをやっていただければと思うのと、ある意味、教育委員としてもどのようにかかわっていったらいいかというところは、自分たちもきちんと把握しなければならないと思っております。以上です。

○村松委員長

はい、ありがとうございます。いずれにしても、いろんな意見が多分出てくるというように思います。ぜひ根気よく意見を聞いていただいて、木下さん、よろしく願いいたします。ちょっと途中で投げ出さずに、ゆっくりと、じっくりと、次のコーディネーターをつくらせていただくというようなことで、長い目で見てですね、こういったものは芽が出てくるわけで、短時間で簡単にすぐ効果が出るということではなくて、長い目でみんな見ていかなければいけないということもあります。ぜひよろしくお願いします。

それでは、よろしゅうございますか、その他につきましては。

○竹村委員

以前から私、いろいろと申し上げます教職員の方の現場での多忙化についてお話ししたいんですけれども。現場の先生がいかに子供たちと向き合う時間をつくれているのかというのが、ここ数年のテーマの一つになるんじゃないかなというふうに思っていて、例えば評価についての事務の簡素化、合理化ですか、合理化というのは進み始めている。もう一つ重要なこととして、先生たちが学校にちゃんといれているのかどうかということについても検証しなければいけないんじゃないかなと思うんですね。当然必要な出張というのはあるわけで、研究授業も含めて先生のスキルを上げるための活動というのは重要なことだというふうには思っていますが、絶対に必要なのは必要で構わないけれども、やっぱりある程度、精査していかなければいけない部分もあるんじゃないかなと思います。特に私、感じているのは、さまざまな協議会、例えば教育委員会の中ということに限らず、市の内外においても学校の

管理職の方が何とか委員とかというふうになを連ねているケースは結構目にします。こういうことが本当に学校関係者、管理職の校長先生とか教頭先生が出向く必要があるのかどうか。さっきも申し上げたとおり、必要があれば、それはそれで結構なんですけれども、本当に必要があるかということについては、検証していく必要があると思います。これはきょう、あした結論を出せるようなものではないので、教育委員会だけの問題ではありませんから、すぐに結論は出せないと思うんですけれども、そういう視点のもとに一度そういう充て職といえますか、そういったものについて精査をする必要があるんじゃないかなと思います。これは学校教育課になるのかな、課長、いかがでしょうか。

○奥村学校教育課長

基本的には必要があるということで、今までずっとやってきているというふうには考えておりますけれども、今、委員からも御指摘もございますので、改めてもう一度、今後検討していきたいと思います。

○竹村委員

以上です。

○村松委員長

ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、その他について終わりいたします。

次回の定例会についてですが、5月24日、午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に通知いたします。

◎日程第5「報告第6号平成22年度逗子市奨学金受給者の給付決定について」

○村松委員長

日程第5「報告第6号平成22年度逗子市奨学金受給者の給付決定について」を議題といたします。

先ほどお諮りしてですね、本件については奨学金受給者の氏名等個人情報を取り扱うために秘密会にしたいと思いますが、これをお諮りしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴さ

れております皆さん及び議案に関する職員以外の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(秘密会開催)

○村松委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして教育委員会4月定例会を終了いたします。ありがとうございました。